

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 S T A C Y (定常臨界実験装置)
の設工認第3回申請書に係る記載事項の変更についての行政相談
2. 日時：令和5年5月10日(水) 10時30分～10時38分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A (TV会議により実施)
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
加藤上席安全審査官、中澤安全審査官
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 臨界ホット試験部 次長 他3名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のナカザワです。それでは、今より、今年の4月6日に行政相談をいただきました。
0:00:12	ステンシリース工認、第3回申請の記載事項変更。
0:00:17	はい。
0:00:19	はい
0:00:21	結果の回答をさせていただきます。
0:00:27	まず、失礼施設工認第3回申請、今回いただいた行政相談にはいくつか設工認が含まれておりましたが、整地設工認第3回申請については、
0:00:43	実工認の本文記載事項に変更がありまして、あることから、登録票第27条第5項に基づく届け出が必要と考えております。その根拠もお伝えしておきますと、
0:00:57	はい
0:00:59	審査の流れの中にありますし、試験研究用等原子炉における設工認手続きの範囲において、
0:01:07	定められています。
0:01:11	購入、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:12	すぐに手続きの範囲とちょっと照らしてですね、当該変更が保全上支障使用のない変更であるというふうに判断しまして、炉規法第 27 条第 2 項における軽微な変更。
0:01:27	であると判断しました。よって 6 表第 27 条第 5 項に基づく届け出を行っていただければと思います。
0:01:36	一方でですねその他の第 3 回伊賀猪瀬 4 件の設工認、S T A C Y、設工認第 2 回申請第 4 回申請。
0:01:46	実験棟への耐震改修、棒状燃料貯蔵設備に、の製作、
0:01:53	についてはですね、中身確認させていただいたんですけども、本文事項に変更がなく、添付書類のみの変更となってしまうことから、
0:02:04	6 表第 27 条第 5 項に基づく届け出は不要で、不要で、
0:02:12	不要というふうに結論をお伝えさせていただきます。
0:02:22	そうですね。
0:02:24	根拠としましては、資金不足、
0:02:27	第 2 条の 2、
0:02:29	第 3 項、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	ところにですね、法第 27 年第 5 項、ただし書医院の原子力規制委員会で定める場合は、
0:02:42	次条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更を行う場合以外の場合のするといふふうを書いてありまして、その自助、第 3、資金不足の第 3 条第 1 項第 3 号、
0:02:56	には設工認申請書の
0:03:00	書くべき事項が挙げられておりまして、そこにはですね、本文記載事項のうちの、
0:03:09	試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が挙げられております。
0:03:15	今回変更する、しようとする部分には、添付書類のみでございまして、その試験研究と原子炉施設に関する設計及び工事の方法、
0:03:27	に該当する部分は含まれていないというふうに考えておりまして、今回は届け出の対象外というふうに伝えさせていただきます。回答の方は以上になります。
0:03:40	何かご質問ございましたら、お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	はい。原子力機構の石井でございます。まず本件お手数をお受けしまして大変申し訳ございませんでした。また4月6日に行政相談をさせていただいて、
0:03:57	その回答を早々にいただいて、回答いただきまして大変ありがとうございます。
0:04:03	回答内容については承知しました設工認第3回については変更届けて対応いたします。その他の第2回申請第4回申請、実験での耐震改修、
0:04:15	コージェネレーション設備の製作、この4本については、届け出は不要と。
0:04:21	ということで承知しました。
0:04:26	はい、ありがとうございます。
0:04:28	藤福田なければ、これにて行政相談の結果を伝えた結果を、
0:04:36	規制庁の加藤ですいません1点確認をさせてください。セイサンカイについては軽微変更ということで、届け出を出すということになると思うんですけど、いつごろを提出する形になります金村全員ので教えていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	はい。現行のイシイです。2週間ぐらいを目途に提出したいとは考えております。遅くとも5月末までには提出いたします。わかりましたありがとうございます。
0:05:07	提言書機構の石井ですけどもう1点確認なんですけども4月6日の行政相談では資料として、第2回とかその他の設工認申請書も届け出、
0:05:18	対応したいというまでの資料を提出しておりますけど、こちらは特に資料の修正は必要ないですかねっていうのは今回4月6日の段階では我々は、
0:05:31	第2回とかの届け出をしたいという資料を提出しておりますが、それに対して第2回とかは届け出が要らないという回答を今回いただいたということで、資料の修正は必要ないということよろしいですか。
0:05:46	はい。規制庁仲田です。その通り資料の修正は必要ございません。
0:05:52	原子力機構の十河でございます。一井とともに、本件、対応いただいた仕事を重ねて御礼申し上げます。今回第3回の設工認申請については変更届で変更されてそれ以外変更なくな。
0:06:10	変更ないまま、ご記載があるまま行政文書として登録されてしまいますけれども、今、医師がお話した

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:22	規制庁のご判断を踏まえて、このように対応するという
0:06:27	ことを、どこかで言うておかないといけないのかなとちょっと心配したんですけれども、漏えい。
0:06:39	特に、事業者としては、4月6日に出した資料に対して、修正加えた案。
0:06:50	ものをお出しして、その結果として第3回だけ変更しているという、エビデンスのような形で残しておいた方がよいのではないかと思いますんですけれども、
0:07:04	いかがでしょうか。
0:07:06	町長の加藤ですまさにビリンスですね、この今行政相談の回答の議事要旨っていう形となりまして、ちょっと大町大越さんですね、僕も明確に残るかっていう観点はありますが、
0:07:24	これまでもそのような形で対応しておりますが、ちょっとすべてちょっと困っちゃうこととかございますか。いえ、原子力機構の宗です。はい。承知しました。そのような形で、
0:07:38	今回の規制庁のご判断がお示ししていただいたということであれば、はい。それで結構でございます。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	木曾さん、何かございますでしょうか特になければこれにて終了したい と思います。はい。巖正市からはございません。本件誠にありがとうございました ございました。ありがとうございました。
0:08:02	ありがとうございました。それでは、これにて終了いたします。ありが とございました。
0:08:08	ありがとうございました。失礼いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。